

# 地方税法施行令の一部を改正する政令について

## 1 事業所税の概要

○ 人口 30 万以上の都市等が、道路・上下水道・学校・病院等の整備・改善の費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税

○課税団体：72 団体（平成 21 年 12 月 11 日現在）  
東京都（区部）、政令指定都市、首都圏・近畿圏の特定の市、  
その他人口 30 万以上の市で政令で指定するもの

○税 率：「資産割」（床面積） 600 円/m<sup>2</sup>  
「従業者割」（給与総額） 100 分の 0.25 } 合計額を事業者が納税

○免税点：「資産割」（床面積） 1,000 m<sup>2</sup>  
「従業者割」（従業者数） 100 人

○税 収：3,227 億円（H20 年度決算額）

## 2 政令改正の内容

○ 地方税法において、人口が 30 万以上である市を、事業所税の課税団体として政令で指定することとされている（地税法 § 701 の 31① I ハ、地税令 § 56 の 14）

○ 合併特例法において、合併により新たに人口が 30 万以上となった場合は、事業所税の課税団体の指定を原則として 5 年間行わないこととされている（旧合併特例法 § 10②）

○ 三重県四日市市及び福岡県久留米市について、新たに人口が 30 万以上となった合併から 5 年を経過したため、事業所税の課税団体として指定するもの（地税令 § 56 の 15 を改正）

【四日市市：平成 17 年 2 月 7 日合併 久留米市：平成 17 年 2 月 5 日合併】

※ 今回の指定により事業所税の課税団体は 74 団体となる

## 3 日 程

政 令 公 布：平成 22 年 2 月 15 日（月）

※ 四日市市及び久留米市における事業所税の適用関係は以下のとおり（地税令 § 56 の 83①）

〔 法人の事業：平成 22 年 8 月 1 日以後に終了する事業年度分から  
個人の事業：平成 22 年分から